

受動喫煙のない社会をめざしましょう!

～健康増進法の一部を改正する法律について～

望まない受動喫煙を防止するため、健康増進法が改正されました。今年から段階的に、施設の類型等に応じた対策が必要となります。



基本的な考え方

1/ 受動喫煙をなくす



2/ 受動喫煙による
健康影響が大きい
子ども、
患者等に
特に配慮



3/ 施設の類型・場所 ごとに対策を実施



詳しくは、[なくそう! 望まない受動喫煙](#) [検索]



各施設で必要となる対策

2019年
7月1日から

敷地内禁煙

学校、病院、診療所、児童福祉施設等、行政機関の庁舎など
※屋外で、受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた
場所に喫煙場所を設置することは可能

2020年
4月1日から

原則 屋内禁煙

禁煙(車内・機内)

飲食店・事業所・工場・ホテル・旅館など
その他多数の者が利用する施設
旅客運送事業船舶・鉄道
※基準を満たす喫煙専用室等は設置可能
(一定の条件を満たす飲食店はこの限りではありません)

旅客運送事業自動車(タクシー等)
航空機

受動喫煙防止対策に関する相談窓口

お住まいの市町村	問い合わせ先	住 所	電話番号
奈良市	奈良市保健所	奈良市三条本町13-1	0742-93-8392
大和郡山市、天理市、生駒市、生駒郡、山辺郡	県郡山保健所	大和郡山市満願寺町60-1	0743-51-0196
大和高田市、橿原市、桜井市、宇陀市、御所市、香芝市、葛城市、磯城郡、宇陀郡、高市郡、北葛城郡	県中和保健所	橿原市常盤町605-5	0744-48-3034
五條市、吉野郡	県吉野保健所	下市町新住15-3	0747-52-0551

この機会に…そろそろ禁煙しませんか?

たばこの煙には、有害物質が多く含まれます。喫煙や受動喫煙によって
がんや心疾患、脳卒中などさまざまな疾患のリスクが高まります。
禁煙に手遅れはありません！まずは医療機関や薬局に相談しましょう！



奈良県の禁煙サポート情報をチェック！

奈良県 禁煙 [検索]



県疾病対策課 ☎0742-27-8928 FAX0742-27-8262